

第6章 今後の取り組みについて（課題等）

1. 保存と活用のための取り組み

(1) 「三井楽（みみらくのしま）」の理解を深める取り組み

「三井楽（みみらくのしま）」は、遣唐使が大陸を目指して船出した場所、また、それを見送る場所として人々に認識されており、これまで往路ばかりに目を向けてきたが、復路においては日本への最初の寄港地であったという新しい視点から「遣唐使往来の地」として考察するなど、様々な視点及び分野から、さらなる調査研究を推進し、市はもとより地域も巻き込んで、「三井楽（みみらくのしま）」の研究や理解が深まるような事業企画をしていく必要がある。

(2) 「三井楽（みみらくのしま）」保護協議会（仮称）の設立

約1300年前の万葉の時代から変わることのない「三井楽（みみらくのしま）」の景観と価値を確実に次世代へ継承するためには、その歴史・文化の価値を正しく理解し、再認識した上で、誇りを持ち魅力を発信することが重要であり、地域間の文化交流、観光客の誘致等、地域経済の活性化につながる事業を展開する必要がある。そのためには、地域住民や三井楽町地域おこし会等の民間団体や行政機関を結び付け、相互の情報を交換し合い、今後の保存・活用に活かしていくための組織を設置し、定期的に検討を行う必要がある。

(3) 「三井楽（みみらくのしま）」整備計画の策定

「三井楽（みみらくのしま）」の活用を実現し、充実させるためには適切な整備が必要となる。例えば、「三井楽（みみらくのしま）」特有の風致景観を観賞するための整備やサイン整備、また観光客の安全確保や利便性向上のための整備、さらには地域のまちづくり・活性化につながる整備など、多種多様な整備が想定される。

その整備を適切な手法で進めるためには、保存活用計画の趣旨を踏まえた整備計画の策定が求められる。

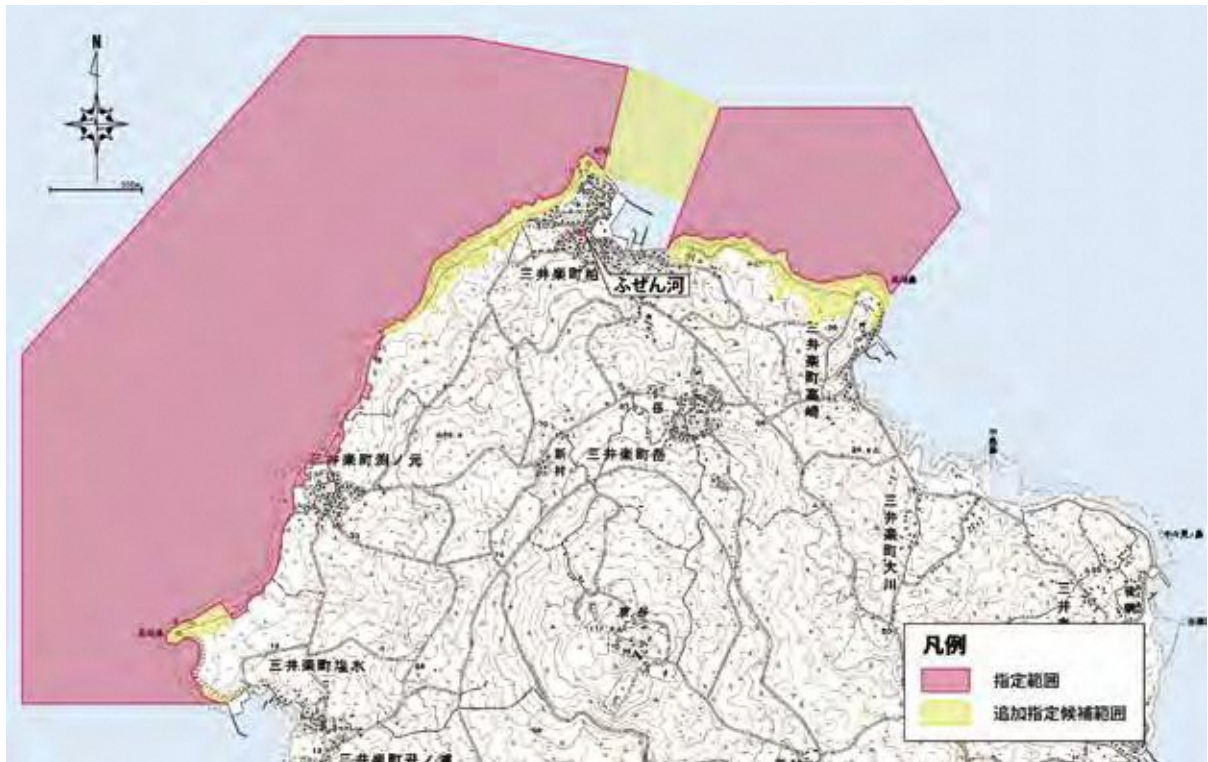
2. 課題等に対する取り組み

(1) 追加指定の検討

平成 26 年 10 月に「三井楽（みみらくのしま）」は名勝に指定されているが、柏崎公園をはじめ一部が追加指定候補地となっている。これは、土地名義関係の問題が主であるが、今後も追加指定に向けた手続きを行っていく必要がある。

また、追加指定候補地周辺についても、将来的な追加指定の検討や他の条例等に基づく景観保全の方策を講ずるべく、市の文化財保護部署である五島市教育委員会と五島市三井楽支所及び教育委員会三井楽分室が地元住民、関係機関と協力して積極的な文化財保護行政を推進していく必要がある。

■追加指定候補



(2) 再生可能エネルギー施設に対する対応

現在、五島市内には再生可能エネルギー施設として小形風力発電施設や太陽光発電施設の設置が急激に進んでいる。

名勝の指定地・追加指定予定地にはないものの、近隣地などに設置予定であり、景観を害する危険が生じている。管理団体である五島市は、「五島市景観計画の改正」及び「五島市小形風力発電設備建設に関するガイドライン」を策定し、事業者への理解を求めている。

今後も関係部署・関係機関と連携し、名勝地の景観への影響を極力少なくするように努める。

(3) 保存活用計画の見直し

本計画は、平成 29 年を起点とするものである。名勝としての価値を後世に伝えるために、現在の状況に即して策定したものである。そのため、今後の社会環境や自然環境の変化に応じて、10 年から 15 年を目途に見直しを行うこととする。